

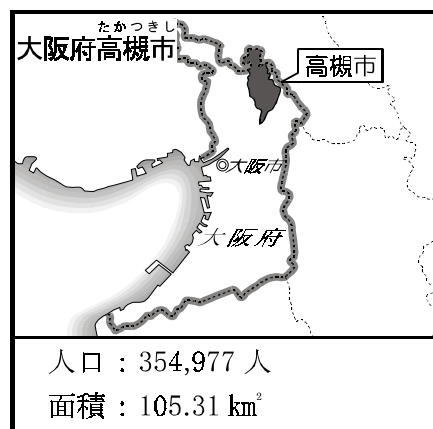
自転車保管再生施設事業

- 市民のリサイクル体験学習を兼ねた放置自転車再生の取り組み -

1. 背景と経緯

大都市とその近郊に位置する多くの自治体にとって、放置自転車対策は頭の痛い問題である。東海道新幹線の京都駅と新大阪駅の間に位置し、どちらの駅にもＪＲ東海道本線で 20 分程度で行ける交通利便性の高さを持つ高槻市においても、放置自転車の増加は従来から大きな問題となっていた。

昭和 57（1982）年に「高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例」が制定されて以来、市では放置自転車の取り締まりなどの一連の放置自転車対策に本格的に取り組んできた。



しかし、放置自転車の増加は、自転車利用のためのインフラ整備や自転車利用のマナーが十分に確立しない中で自転車利用が増え続けた結果として生じた側面があることから、その取り締まりはどうしても対症療法的なものにならざるを得ず、放置自転車の減少のための効果的・効率的な解決策を見出すのは困難な状況にあった。

そのような中、平成 6（1994）年に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律（改正自転車法）」が施行され、放置自転車は撤去後 6 ヶ月の保管期間を経た後に所有権が市町村に帰属することが法律の中で明文化された。

高槻市ではこれを契機として、従来持ち主が現れないことからやむを得ず廃棄処分していた放置自転車をリサイクルし、ごみ減量化と省資源を図ると共に、長期的には環境問題に関する市民の意識を高め、ひいては放置自転車の減少にも繋げていくことを目的として、平成 8（1996）年 2 月に「高槻市保管自転車の再生利用に関する要綱」を施行し、所有権が市に移された放置自転車（以下、「リサイクル自転車」）の有効活用方法を定めると共に、同年 4 月にはその拠点施設である高槻市自転車保管再生センターを開設した。

2. 具体的内容と特色

市内 5 箇所の駅前などから撤去された放置自転車は、保管場所に集められ、市条例により 1 ヶ月保管した後、自転車保管再生センターに移動する。本事業における拠点施設である同センターは、市の東端を流れる淀川沿いの敷地に約 8,600 万円の事業費を投じて整備された床面積 1,323 m²の平屋建てプレハブ施設であり、総面積およそ 3,500 m²の敷地内に

約 1,400 台の自転車を保管できる。

1 ヶ月の保管期間に引き取り手が現れない放置自転車のうち、再生利用が可能なものは、延べ 6 ヶ月の保管期間が経過した後に改正自転車法に従い市所有となり、公的利用（公用自転車として利用）市民など（市民並びに地元自転車組合、市内通勤・通学者）への売却、市長が適当と認める団体（福祉団体など）への無償譲渡、の三つの方法によりリサイクルされる。

放置自転車のリサイクルには国内でも多くの自治体が行っているが、本事業は、物を大切に、使い捨ての習慣を改善していくための一つの動機付けとなることを狙いとして、市民などへの売却の際、敢えて引き取り手本人にその場でリサイクル自転車の整備をして貰うようにしている点が特徴である。

市民などへの売却の場合は、市広報に年間 4 回（4 月・7 月・10 月・12 月）広告を掲載し、往復はがきにより申し込みを受け付けている。作業日は原則としてそれぞれの 3 ヶ月間のうち毎月最終の土曜日と日曜日、1 回の申し込みについて 6 日間を設定している。申し込み枠は 1 日に 20 台分であり、申し込みがこれを超過した場合は抽選で利用者を決めている。

市民に手渡される自転車は撤去時の現状のままである。当日は 10 時に受付を開始し、利用者は予約受付証を提出して利用説明書を受け取った後、

自転車の選択と工具借り受け

車体の清掃及び前所有者の名前と防犯登録シールの除去

ブレーキ、ハンドル、チェーン、空気圧などの点検（必要に応じ部品交換）

工具返却と代金支払い（2,500 円 + 防犯登録代 500 円）及び防犯登録手続き

防犯登録シールとリサイクルシールの貼り付け

という流れで一連の作業を終了する。作業時間は多くの場合は約 1 時間で、遅い人でも 2 時間程度である。なお、本事業ではその主旨を市民に広く理解して貰いたいと考えていることから、同センターからのリサイクル自転車の購入は 1 世帯に 1 回のみとしている。

地元自転車組合に売却される場合は、1 台概ね 1,600 円で売却されている。プロの手で整備されたこれらの自転車は、8,000 円前後の価格で一般販売されている。

団体へ無償譲渡される場合は、譲渡を受けたボランティア団体が、発展途上国に向けて医師の往診の足として 80 台のリサイクル自転車を寄付したり、市に在住・在学する留学生に対して生活支援の一環として数台のリサイクル自転車を寄付したりといった実績がある。

公的利用には毎年数十台が充てられており、それらのリサイクル自転車は、出先機関との連絡、学校教師やケアマネジャーの家庭訪問、消防署の点検業務など、様々な用途に活用されている。

3．成果と効果

平成 13 (2001) 年度は、2 月末までに、組合に対して 495 台、市民に対して 386 台、公的利用として 141 台、合計で 1,022 台のリサイクル自転車が再生利用されている。

市民などへの売却については、毎年平均して 2.5 倍程度の申し込みがある。申し込みは多くの場合は申し込み開始日に近い日より埋まっていき、希望者が多い時は倍率が 4 ～ 5 倍となる日も稀ではない。

自治体が放置自転車を引き取って活用する事業は、専門の業者が整備した自転車を数千円で買い取るという形態が一般的である。本事業の場合は市民が自ら整備するが、引き取り料金は他の自治体より格段に安いという訳ではない。しかし、「物をつくる喜び」的なものを感じているためか、作業自体を楽しんでいる利用者が多いようであり、料金の高さを指摘する声は無い。

6 ヶ月の保管期間の中で、引き取られる自転車の多くは埃まみれとなっているが、「こんな汚い自転車だけど、整備すればきれいになる」という実感を利用者を感じて貰いたいというのが、担当課としての願いの一つである。

リサイクル自転車の販売時には、リサイクル製品であることを示すシールを貼っているが、このシールを貼った自転車が再び放置自転車として撤去されることは稀であることから、本事業の主旨が利用者に十分理解されていることが伺われる。

広報紙の他にも各種の手段で事業の P R に努めており、社会科見学で小学生が施設の見学に訪れることもある。

4．問題点と対応策

「高槻市保管自転車の再生利用に関する要綱」には、リサイクル自転車の安全点検は自己責任に基づきなされるもので、当該自転車の瑕疵により事故が発生した時は市は責任を持たないという旨が明記されており、作業時にも利用者に対してこれを説明している。現在のところ、リサイクル自転車の整備不良などが原因となった事故は発生していないが、作業後の安全点検は利用者に徹底して貰っている。稀にペダルの空回りなど、しばらく乗り続けると気付かないトラブルが発生する場合があるが、その場合は交換に応じている。

作業日には、利用者が好みの自転車を選べるように、1 日につき 20 台の引き渡しに対して、40 台前後の自転車を用意している。希望する車種を入手できずに手ぶらで帰る人も 1 日 1 ～ 2 名はいるが、多くの場合は満足の行く自転車を入手できているようである。また、1 台の自転車に複数の希望者が集まった場合は、当事者同士でジャンケンなどにより決めている。

同センターを訪問し、自らの手で自転車を整備した利用者の多くには、本事業の主旨を理解して貰っていると考えられるが、現場の目で見ると、多くの利用者はやはり値段の安さに惹かれて来ており、必ずしも環境問題に意識の高い利用者が多く来ているという訳ではないようである。

それを裏付け得る状況証拠の一つとして、近年は本事業における申し込み倍率がやや低下しているが、この傾向が最近の新品自転車の販売価格の低下と連動しているということが挙げられる。最近では1台数千円程度で新品自転車が販売されるようになっているが、これらの自転車はフレーム自体が弱く、長持ちしないという評価が業界では一般である。

安価な自転車の普及は、使い捨ての習慣を助長し、放置自転車の更なる増加につながる可能性もある。このため、今後は環境教育とも連携しつつ、より広い観点から本事業を展開させていくことも、課題の一つとなっている。

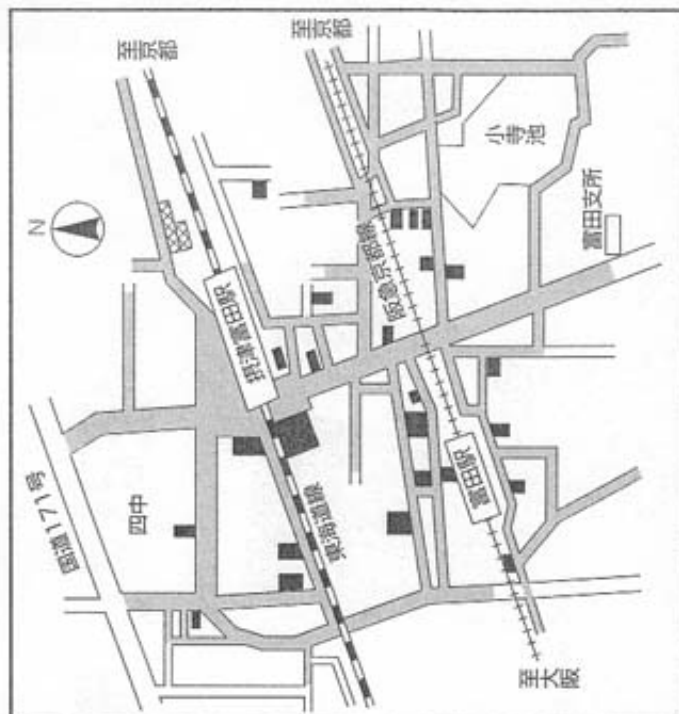
5．今後の展望

本事業は環境問題への視点も重視してきたが、開始当初はどちらかと言えば緊急の課題であった放置・廃棄自転車の有効活用に重きが置かれていた。しかし、放置自転車対策には、ハード整備やマナーの向上もさることながら、究極的には市民一人ひとりが「使える自転車を安易に捨てない」という意識を持つことが求められる。そのためには、幼少期からの環境教育という範囲まで視点を拡げていくことが望ましい。

市では現在も、毎年1万数千台にのぼる放置自転車の撤去を行っている。現時点では放置自転車の発生傾向に大きな変化はみられないものの、本事業は今後継続的に実施していくことにより、不可能とされていた放置自転車減少の実現に一定の貢献をなし得る可能性を持っている。

市では現在、高槻駅前でのレンタサイクル事業など、他の側面からの自転車関連施策の検討も進めている。本事業が安定的に運営されるようになったことから、担当課としては今後は多角的な施策展開により、環境問題と交通問題の両面への波及効果を狙った自転車関連施策を展開していく意向である。

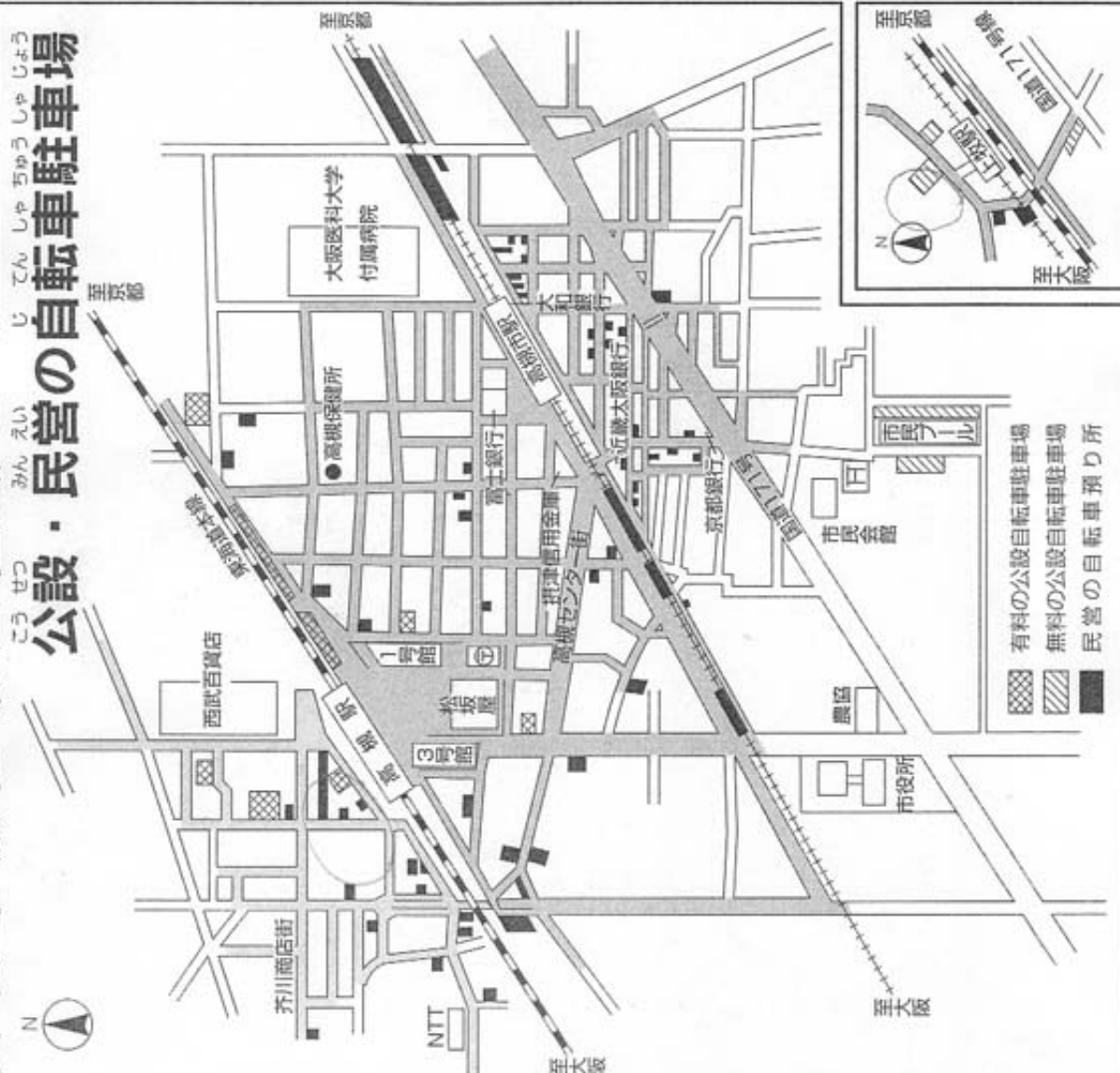
自転車放置禁止区域



高槻市自転車保管場所案内図

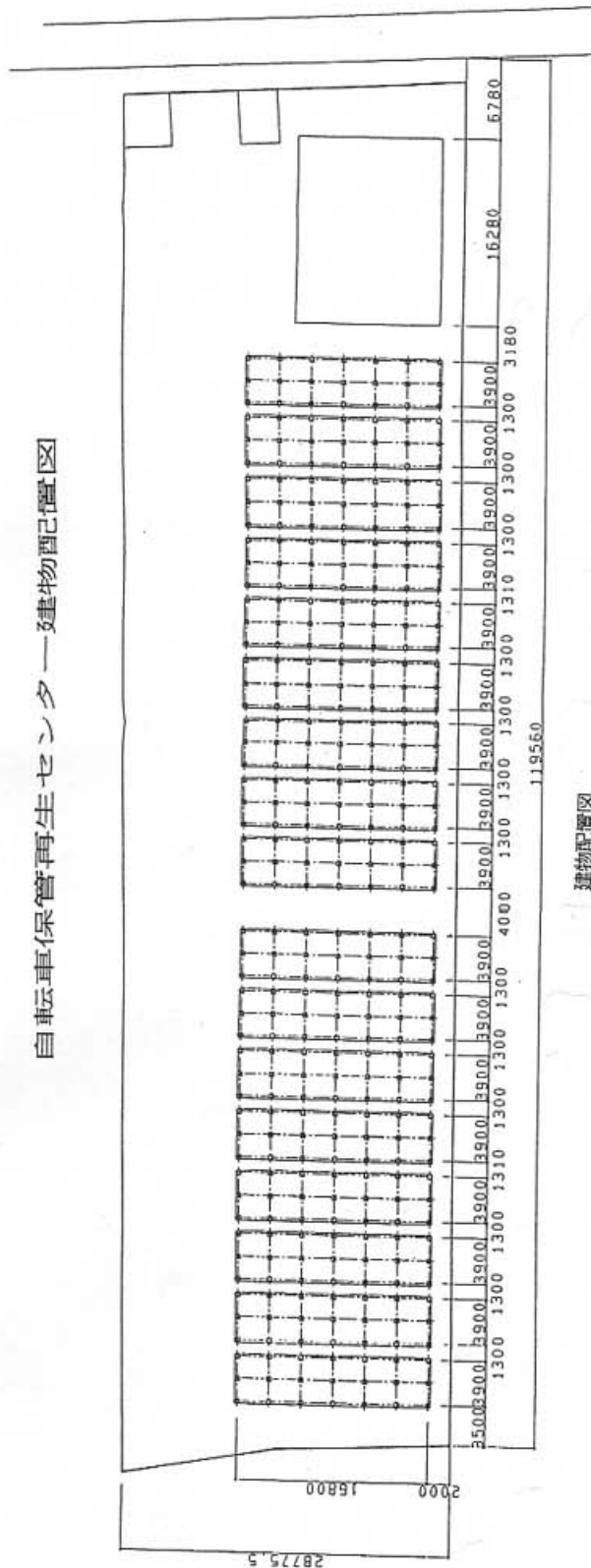


自転車放置禁止区域と
公設・民営の自転車駐車場

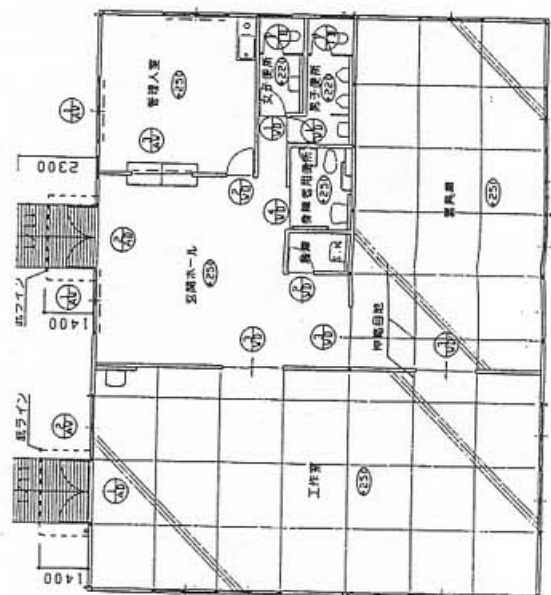


- 有料の公設自転車駐車場
- 無料の公設自転車駐車場
- 民営の自転車預り所

自転車保管再生センター—建物配置図



建物配置図



管理棟平面図